

## 第4回 自治基本条例市民会議 ～開催記録～

- 開催日 平成 22 年 3 月 11 日（木）
- 時 間 午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分
- 場 所 市役所南庁舎 5 階 第 5 会議室 B
- 内 容
  1. 開 会
  2. あいさつ
  3. 前回のおさらい
  4. グループワーク『論点について考えよう！ その2』
  5. 閉 会

### ●参加者

メンバー 12 名（市民 10 名、職員 2 名）  
事務局（企画政策課 4 名）  
コンサルタント 2 名

### ●会議の記録

#### 1. 開 会

#### 2. あいさつ

- ・ 企画政策課主幹よりあいさつ

#### 3. 前回のおさらい

- ・ 事務局より、配布資料を用いて、第 3 回会議の検討成果について振り返りを行うとともに、項目別検討資料について説明した。

#### 4. グループワーク『論点について考えよう！ その2』

- ・ コンサルタントより、本日のグループワークの内容および進め方を説明した。
- ・ A と B の 2 つのグループに分かれて、『論点について考えよう！ その2』をテーマに、それぞれ「参画・協働」と「市政運営」に関する事項についてグループワークを行った。
- ・ A グループは「参画・協働」に関する内容として、「地域自治」と「住民投票」を中心に話し合った。
- ・ B グループは「市政運営」に関する内容として、「行政評価」と「情報公開・個人情報保護」を中心に話し合った。その他として「子ども」についても意見を出し合った。
- ・ 最後に、グループでの話し合いの成果を代表者が発表した。

#### 5. 閉 会

- ・ 次回開催予定を確認し、第 4 回自治基本条例市民会議を閉会した。

●グループワークの成果 ～論点について考えよう！ その2～

**Aグループ**

<「参画・協働」について考えよう！>

区分	内容	
地域自治	○ 「地域組織」の定義をする ・ 地区、自治会、組、公民館など様々な組織がある ・ ボランティアなども含めるのか →地縁組織だけでなくボランティアなどの目的型組織も含める	
	○ <b>市民は</b> 、地域組織に積極的にかかわり参加する ○ 「参加」だけでなく組織にかかわる「責務」も明記する →市民が参加することの「責務」を強く言うことが重要	
	○ <b>行政は</b> 、地域組織を尊重し、支援する ○ 地域自治のためにはお金が必要 ○ 「市→市民」だけでなく、「市民→市」を重視し、強化する ○ 市と市民の間で情報共有をしっかりとる	
	○ <b>地域組織は</b> 、目的をきちんと運営する ○ 組織を守り、育てよう努める ○ 地区長・自治会長の任期	
	○ 「地域自治」はわかりにくいので「地域コミュニティ」とする	
	住民投票	○ 住民投票は必要（頻繁にやるべきではない） ○ 「市民が住民投票の請求をできる」ことを明確にする ○ 市が住民投票結果を「尊重する」よりも、もっと強い表現にできないか ○ 請求されたものをどう扱うかは、別に条例にする ○ 地方自治法の直接請求権の内容をチェックする
		その他

**Bグループ**

<「市政運営」について考えよう！>

区分	内容
行政評価	○ 市民が、市政に参加しているという意識が高くなるから ○ 行政人が市民に常に見られているという意識が持てる ○ 施策・事業がどこまで進んでいるのか効果的・効率的な姿勢経営を行うためには必要 ○ 行政人が、常にこれでよいかを再確認ができるから
	○ 行政評価委員会の設置 ・ 行政評価は困っている人中心に声を上げれるシステムを作ってほしい！ ・ 一般市民が参加して評価することは、知識がないと難しい ・ 第三者評価をする時は専門家の意見が必要 ・ 評価委員会を市民から公募して、設置し、オープン討議で評価すべき ・ 地域自治会での要望の達成度合なら評価は地域市民でやるべき ・ 評価は現地、現場、現実にかかわっている人がすべき

区分	内容
行政評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施計画の具体プランを公開してください！</li> <li>○ 総合計画と実施計画の関連も含めて公開してほしい！</li> <li>○ 議会は行政評価していますか？それは公開されていますか</li> <li>○ 評価基準をある程度決めておかないと難しいのでは？</li> </ul>
情報公開・個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ わかりやすい情報公開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の立場に立ってわかりやすく情報を出すこと！</li> <li>・ 情報公開は市民にわかりやすく説明できる努力をおしまないでほしい</li> </ul> </li> <li>○ 情報公開の基準をはっきりとわかるようにする <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開に判断基準は公序良俗による</li> <li>・ 市民の公僕である市長、議長、職員、委託先等の給与、会計、業務内容はすべて公開</li> <li>・ 偏った情報公開にならないようにする</li> <li>・ 認知症の人の場合など本人以外の方が申請するときは医師の証明があればOKとする</li> <li>・ ケースによって柔軟に対応すべき</li> </ul> </li> <li>○ どこまで費用をかけるのか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報の保護 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の権利・利益が侵害されることのないように保護すること、適切に管理することも明記する</li> <li>・ 個人情報に関することでもその請求主旨に合理性があればOKとしたい</li> </ul> </li> </ul>

### <その他>

区分	内容
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの基本的なしつけのセミナーなども行い、親子で共に学ぶ</li> <li>○ 親の躰ができていない、祖父母の役割</li> <li>○ 老人パワーを何とか活かしていく</li> <li>○ 親が安心して子育てできる環境づくり</li> <li>○ 親が子どもを育てることがしやすい環境をつくるよう努める（保育園の拡充）</li> <li>○ 子は親を見て育つもの、親は祖父母を敬う姿を見せてこそ、子どもも親を敬う</li> <li>○ 権利ばかりを主張して責任や義務の教育を家族がやらなければいけない</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもがのびのび育つ環境をつくる</li> <li>○ 他校との交流で地域外でも大切に子育ての協力参加</li> <li>○ 子どもの体力向上のため、市相撲大会をする</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刈谷市はアイシンが全国実業団相撲大会を開催している</li> <li>○ 子どもにも強い子どもを育てる。将来は横綱を出す</li> <li>○ スポーツの振興</li> <li>○ 江戸時代の子育て 三つ心、六つ躰、九つ言葉、十五理で未決まる</li> <li>○ 子育ての基本 読み、書き、そろばん</li> <li>○ 人倫の道を学ぶ塾の創設を市のほうで作るべき</li> <li>○ 勉強はここぞという時にやれば良い（勉めて強いる）学問は続けるべき（学び問う）教育とは教えて育てること！</li> <li>○ 教育委員会は現場をもっと調べるべき</li> <li>○ 食育を今一度考えなくてはならない</li> </ul>